

乙 第103号証

令和6年7月10日

陳述書(2)

東京高等裁判所第14民事部イ(ニ)C係 御中

警視庁公安部外事第一課
[REDACTED]

1 私は、令和6年2月28日付けの陳述書において、島田氏の取調べや本件弁解録取手続の状況について説明しました。

その後、この訴訟において、一審原告側から、私がコメントを追記したという「甲第188号証」と表記された「被疑者弁解録取状況報告書」(以下「コメント文書」といいます。)が提出されたと伺いました。

そこに記載されているコメントは確かに私が記載したものですが、「完全なる虚偽報告。」「どっちが犯罪者か分からん。」など、誤解を招く内容があるため、当該コメントを記載した経緯等について詳しくお話しします。

なお、略語は、本陳述書で読み替えるもののほかは、以前私が提出した陳述書で用いたものによります。

2 令和2年3月11日、[REDACTED]警部補が島田氏に逮捕状を示して島田氏を通常逮捕し、本件弁解録取手続が行われました。その際の状況については、以前私が提出した陳述書の内容のとおりですが、本件弁解録取手続においては、島田氏が、[REDACTED]警部補から読み聞かせを受け、きちんと内容を確認した上で納得して署名指印をしたはずの弁解録取書の内容に異議を唱え、[REDACTED]警部補が改めて弁解録取書を作成したという出来事がありました。この際、私は、島田氏が1通目の弁解録取書を「なかったことにしてください。」と申し立てていたためか、[REDACTED]警部補が同弁解録取書を二つ折りにして茶箱に入れたのを見ています。

私は、後日、同僚たちとの酒席の場で、[REDACTED]警部補が弁解録取書を取り直したことなどについて話をしましたところ、その後、外事一課内で事実の確認が行われた後、[REDACTED]警部補において、1通目の弁解録取書が廃棄されるに至った経緯についての書類(被疑者弁解録取状況報告書)を作成することになりました。

3 私は、本件が刑事公判になった際に、1通目の弁解録取書を廃棄した経緯について被疑者側が違法な手続であるとして指摘してくる可能性もあったため、[REDACTED]警部補の認識だけでなく、本件弁解録取手続に立ち会った私の認識も含めた上で、より正確な被疑者弁解録取状況報告書を作成すべきではないかと思っていました。しかし、[REDACTED]警部補は、私に当時の状況を確認することなく、被疑者弁解録取状況報告書を作成していたことから、私はそのことに不満を持っていたのです。

そのような中、私が、([REDACTED]警部補が)作成途中の被疑者弁解録取状況報告書の内容をデータ上で確認しましたところ、島田氏が1通目の弁解録取書を「処分してください」と申し立てたということが記載されていました。私自身は取調官ではなく、取調べが円滑に行われるよう配慮しながら取調官を補助する立場であることから、島田氏の発言の全てを一言一句正確に記憶していたわけではありませんが、自分の当時の認識としては、島田氏が1通目の弁解録取書を「なかったことにしてください」と申し立ててはいたものの、「処分してください」とまでは言っていないかったのではないかと思い、作成途中の被疑者弁解録取状況報告書のデータを私のパソコンのデスクトップ上にコピーして、そのデータ上に、私の認識と異なる部分のみ吹き出しでコメントを記載しました。

そのコメント文書は、上司に報告するためとか、外事一課内で共有するために作成したものではなく、当時、同じ班で気が合い、よく話をしていた[REDACTED]巡査部長（以下「[REDACTED]巡査部長」といいます。）に対し、[REDACTED]警部補と私に認識の違いがあるということを雑談として話そうと思い、[REDACTED]巡査部長に見せるためだけに作成したものです。友人に対して話しかけるような言葉遣いで記載しているのも、[REDACTED]巡査部長だけに見せようと思って書いたからです。そして、[REDACTED]巡査部長にコメント文書を見せていたところ、近くにいたデスク担当の[REDACTED]巡査部長がコメント文書の内容を見て、[REDACTED]警部補に見せてもいいですかと言って持って行きました。その後、コメント文書がどのように扱われたのか分かりませんが、[REDACTED]警部補が私の認識を聞いてくれたため、私は、こういうふうに言っていたと思う、私自身はこういう記憶である、などと[REDACTED]警部補と話し合い、双方の認識を慎重に確認しながら、[REDACTED]警部補が、被疑者弁解録取状況報告書を作成したものです。この訴訟で丙A第125号証として提出されているという同報告書の内容は、私の認識や意見が踏まえられた部分もあればそうでない部分もありますが、私の記憶が絶対に正しいというものではなく、[REDACTED]警部補から説明を聞いて[REDACTED]警部補の方が正しいと思った部分もあります。いずれにしましても、コメント文書は表現ぶりや内容が誤解を生じさせるおそれのあるものとなっているのに対し、丙A第125号証

の被疑者弁解録取状況報告書は、■ 警部補と私が慎重に事実を確認して作成されたもので、コメント文書より正確なものと認識しています。

以下、コメント文書のコメントについて個々に説明します。

- (1) 「事実は読み聞かせていない。でも実務的にはやっていないからまあいいか。」というコメントについて

■ 警部補が、パソコンの画面に表示されている弁解録取書の内容を読み聞かせ、その後印字して閲覧させたのではないか、つまり、印字した紙の状態では読み聞かせていなかつたのではないかと当時思ったので、その旨を記載したものと思います。また、それまでの取調べにおいても、■ 警部補はパソコンの画面に表示した状態で供述調書の内容を読み聞かせることもしばしばあったことから、「実務的にはやっていない」と記載していると思います。ただ、印字して読み聞かせをしていないと断言できるほど記憶に自信があったわけではなく、最終的に ■ 警部補と記憶を確認し合った結果、この部分は修正する必要がないということになったのだと思います。いずれにしても、弁解録取書の内容を読み聞かせていないというわけではなく、当時の私の認識としても、■ 警部補は、少なくともパソコンの画面に表示された弁解録取書の内容を読み聞かせていたため、「まあいいか」と記載したと思います。

- (2) 「署名はなしにしてくださいとは言っていない。」「処分なんて言っていない。なかつたことに的なことは言っていた。」「なかつたことにしていただきたい」とは言ったが、処分して云々は言っていない。完全なる虚偽報告。例えこのようなことを申し向けられても、目の前で破棄することは公然と公文書毀棄を行ったということである。せめてもの救いは、破らなかつたということ。ベストは『処分はできないが、効力のないもの、あるいは誤ったものとしての報告書を作成のうえ、地検へ送る。』と説明することだったと思う。」というコメントについて

上述したとおり、私は、島田氏が1通目の弁解録取書を「なかつたことにしてください」と申し立てていたものの、「処分してください」とは言っていないかったと思い、その旨を指摘したものです。というのも、1通目の弁解録取書が廃棄されているのではないかと捜査員の間で話題になった際に、■ 警部補など一部の捜査員が公用文書毀棄に当たるのではないかなどと問題視していたため、私としても、島田氏が1通目の弁解録取書を「処分」するよう明確に求めたのか、仮にそうだとしても、それに応じて廃棄して良いものではないのではないか、という観点から、これらのコメントを書き込みました。ただ、私は当時、島田氏は「処分してください」とは言っていない

かったという認識でしたが、供述内容を録音していたわけではないので絶対的な自信をもって言っていないと断言できるわけではありません。そして、令和6年2月28日付けの陳述書でも説明しましたが、████警部補は、当時、正しい捜査手続を理解していなかったと思います。当時の████警部補の様子を思い返すと、1通目の弁解録取書については、島田氏から「なかったことにしてほしい」と言われ、また、島田氏の言い分に沿った2通目の弁解録取書を新たに作成し直していたことから、単なる作成途中に誤記した書類と同じような感覚であり、この件が問題視されるまで、重大なことをしたという認識が全く感じられませんでした。

- (3) 「どこまでを報告したのか?これだと、係長も署名指印をもらっていたことを知っていたと捉えられかねない。」とのコメントについて

私自身、████警部補が当時係長であった████警部にどのような報告をしたのかを知りませんでしたが、この記載内容では、署名指印した弁解録取書を破棄したことを████警部も知っていたかのように誤解されるおそれがあると思ったので、ちゃんと誤解の生じない内容を記載した方がいいのではないかという趣旨でこのコメントをしたものです。

- (4) 「その弁録はどうするつもりであったのか?新件時に送致するつもりであれば、その時点で誤廃棄に気付く。なぜ今頃の報告なのかという矛盾。」というコメントについて

私は、2通の弁解録取書を作成した経緯を報告書にするとともに、1通目の弁解録取書と2通目の弁解録取書の双方を東京地方検察庁に送致するのが正しい手続と理解していましたので、仮に私が████警部補であれば、新件送致の際に誤廃棄していたことに気付くはずであるのに、今頃報告書を作成するのは矛盾するのではないかと思い、このコメントを記載したものです。ただ、上述したとおり、そもそも████警部補は、当時、正しい捜査手続を理解していなかったと思います。そう認識するに至ってからは、████警部補が周囲から指摘されるまで事の重大性に全く気付かず、報告が遅れたことについて、特に不自然とは思っていません。

4 私がコメント文書のコメントを記載した経緯等は以上のとおりです。

私は、コメント文書に、「てか、よくこんな報告書が作成できるよな。どっちが犯罪者か分からん。」と過激な言葉をもって████警部補を非難するコメントを記載していますが、これは当時、弁解録取書を誤廃棄してしまったという手続上の問題点に関する報告書を作成するに当たって、本件弁解録取手続に立ち会った自分の話は聞かないのか、

といった強い不満を抱いており、そもそもコメント文書自体、[] 巡査部長以外の人に見せるつもりがなかったこともあるって、自分の認識と齟齬があることを感情的に記載したもので、このような過激な表現になっています。当然のことながら、当時も今も、[] [] 警部補が犯罪者であるとは思っていません。

また、「『私が言ったところは訂正してくれていると思っていました。警察がまさかこんなことをするなんて・・・』と言っている。これは確実に覚えている。」という記載がありますが、島田氏の [] 警部補に対するこの発言は、当時、私の中では印象的なものでした。このため、後に私はこのときのやり取りを仲間内で話した記憶があります。当時、私は、立会い補助官として島田氏の弁解録取手続の場にいたものの、[] 警部補の後方に位置していました。このため、[] 警部補と島田氏とのやり取りは、耳で聞くことはできるものの、[] 警部補が島田氏に対して署名指印を求めた書面が具体的にどのような内容であったか見てはいません。ただ、間違いなく言えるのは、弁解録取時に、島田氏が大川原氏と亡相嶋氏の指示により噴霧乾燥器を非該当で輸出したわけではない旨を述べたので、[] 警部補が島田氏一人で決めたんですかと聞くと、島田氏は大川原氏や亡相嶋氏とのやり取りを踏まえて非該当で輸出していたなどと説明したこと、そして、それを受けた[] 警部補が、それは二人から指示された方針に基づき非該当で輸出していたということになるのではないかなどと質問すると、島田氏は「まあ、はい」となどと述べていたということです。任意の取調べの段階から、島田氏が大川原氏や亡相嶋氏からの指示を否定しようとするものの、[] 警部補が理詰めで確認すると、島田氏が納得した様子で大川原氏や亡相嶋氏からの指示を受けて輸出したことを認める供述調書に署名指印することは何度も繰り返されており、この弁解録取時においても、同様のやり取りがあったことは明確に覚えております。

このコメント文書に記載した内容や私が同僚に話した内容が、当時は予期していなかつた形で一人歩きしてしまっていることに非常に困惑しています。